

下水道事業に係る消費税の申告誤りについて

消費税の計算方法

消費税額

=

課税売上げに係る消費税額
(売上税額)
※下水道使用料など

-

課税仕入れ等に係る消費税額
(仕入税額)
※工事費など

-

特定収入
(補助金など)に係る消費税相当分

※仕入税額控除

消費税額を算出する際に、課税売上げに係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額を差し引くこと

補助金等の収入がある場合、その消費税相当分は仕入税額控除の対象から除外される

今回の事例

- ◆消費税率引上げの基準日(平成31年4月1日)前に契約締結
- ※金額は、実際の申告額とは異なります。
- ※補助率は、50%としております。

	契約金額	内消費税	特定収入に係る消費税相当分	支払額	正		誤		修正申告額
					内消費税	特定収入に係る消費税相当分	内消費税	特定収入に係る消費税相当分	
当初契約(H30年度)	1億800万円	800万円(8%)	400万円(8%)	前金払(H30年度) 2,000万円	148万円(8%)	74万円(8%)	148万円(8%)	74万円(8%)	
変更契約①(R元年度)	1,100万円	100万円(10%)	50万円(10%)	部分払①(R元年度) 4,000万円	296万円(8%)	148万円(8%)	363万円(10%)	181万円(10%)	34万円
変更契約②(R2年度)	1,100万円	100万円(10%)	50万円(10%)	部分払②(R2年度) 3,000万円	222万円(8%)	111万円(8%)	272万円(10%)	136万円(10%)	25万円
				完了払(R3年度) 4,000万円	334万円	167万円	217万円	181万円(10%)	▲131万円
最終契約額	1億3,000万円	1,000万円	500万円	合計	1億3,000万円	1,000万円	500万円	1,000万円	572万円

R元年度、R2年度の仕入税額控除を8%とすべきところ、10%で計上

支払うべき総額(1,000万円)から前年度まで計上した額を差し引いて算出

特定収入分に係る消費税相当額を一律10%で計上